

埼玉県 権限移譲対象事務 事務概要調書 (消費生活分野)

埼玉県 企画財政部 地域政策課 総務・自治連携担当

[illegible]

事務の概要

根拠法令	食品表示法/日本農林規格等に関する法律	
事務内容	食品関連事業者が、食品表示基準に規定されている表示事項を表示しているか、表示禁止事項を表示していないか等（品質事項に係る表示に限る）について、店舗等への立ち入り調査等を実施し、違反があった場合は是正の指導等を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	立入検査等【法第8条】46件	
主な事務の処理フロー	移譲前（県の事務処理の流れ）	移譲後（市町村の事務処理の流れ）
	<pre>graph LR; A[巡回調査等] --> D((違反の判明)); B[苦情・通報] --> D; C[立入調査] --> D; D -- "(内容に応じて)" --> E[口頭での指導]; D -- "(内容に応じて)" --> F[文書での指導]; D -- "(内容に応じて)" --> G[是正の指示];</pre>	<pre>graph LR; A[巡回調査等] --> D((違反の判明)); B[苦情・通報] --> D; C[立入調査] --> D; D -- "(内容に応じて)" --> E[口頭での指導]; D -- "(内容に応じて)" --> F[文書での指導]; D -- "(内容に応じて)" --> G[是正の指示];</pre>
移譲による市町村のメリット	国・県と均衡した事務処理は求められるが、市町村民目線に立って食品表示行政を推進することができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	食品関連事業者への立入調査件数0～2件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	職員2名以上（調査は2名以上の職員で行うため。他業務との兼務可。）	
必要な条例・規則等	なし	

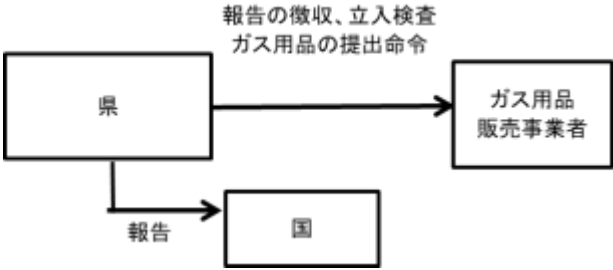
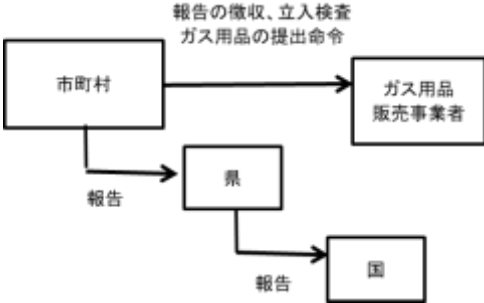
市町村への支援

説明会・研修会等	移譲前後に説明会を開催
事務処理マニュアル	県事務実施要領を提供
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応。毎年度、事務説明会（県職員と合同）実施
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	22項/101項
条例移譲の目安	市町村（39市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	31市17町（未移譲 8市5町1村）
県担当課（本庁）	農林部 農産物安全課 総務・食品品質表示担当（048-830-4110）
県担当課（地域政策機関）	各農林振興センター 地域支援担当又は管理・農地担当

事務の概要

根拠法令	ガス事業法
事務内容	○ガス用品の販売事業者に対して、必要に応じてその事業に関する報告の徴収、立入検査を行う。 ○ガス用品の販売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立入検査を行った場合において、その所在の場所において検査を行うことが著しく困難であると認められるガス用品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。 ＊「ガス用品」・・・主として一般家庭で使用される都市ガス用のガス瞬間湯沸器、ガストーブ、ガス風呂がま、ガスコンロをさす。
主な移譲権限のR5年度処理件数	販売事業者への立入検査（法第172条第1項）19件 報告の徴収結果等の経済産業大臣への報告（令第18条第2項、規則第216条）63件
主な事務の処理フロー	移譲前  移譲後 
移譲による市町村のメリット	市町村で製品安全に係る消費者行政を進めていく際に一つの手段として活用できる。 住民は危険な製品を見かけたとき、すぐに身近な市町村へ相談できる。 地元販売店の動向を熟知している市町村が権限を持つことで、国、県と連携して迅速・的確な対応ができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	次の移譲対象事務を併せて移譲を受けることで製品安全に係る消費者行政を一体的に行うことができる。 ・電気用品販売店の報告徴収等(事務No.37) ・液化石油ガス器具等販売事業者の報告徴収等(事務No.40) ・特定製品販売事業者の報告徴収等(事務No.41)
想定される事務量(年間処理件数)	不明(若干量)
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	1名の人員配置(他の消費者行政と兼務で可)
必要な条例・規則等	なし

市町村への支援

説明会・研修会等	権限移譲事務研修会 移譲予定の市町村を対象とした説明・研修を実施し、必要な資料等を提供している。
事務処理マニュアル	ガス事業法及び液化石油ガス法に係る標準事務処理要領（「No.40液化石油ガス器具等販売事業者の報告徴収等」と合わせた要領）を移譲時に示し、改正時に適宜配布している。
人的支援（職員派遣等）	国が実施する研修を紹介している。
移譲後のフォローアップ	事務に関する説明会・研修会を実施（5月頃消防担当部署を対象） 事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。 移譲後は、必要な情報などがあれば、その都度メール等で各移譲市町村へ通知する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	32項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	市（40）
移譲済市町村（条例）	3町（未移譲19町1村）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 液化石油ガス担当（048-830-8439）
県担当課 （地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	電気用品安全法	
事務内容	○電気用品販売事業者（販売店）において、電気用品安全法で定める表示（PSEマーク等）が販売する電気用品に付されていることを確認する。 ○立入検査計画の作成、報告 ○立入検査先の選定・決定 ○立入検査の実施 ○実施調書の作成、保存 ○立入検査実施結果の提出	
主な移譲権限のR5年度処理件数	電気用品安全法第46条第1項に規定する立入検査：68件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	○市町村で製品安全に係る消費者行政を進めていく際に一つの手段として活用できる。 ○住民は危険な製品を見かけたとき、すぐに身近な市町村へ相談できる。 ○地元販売店の動向を熟知している市町村が権限を持つことで、国、県と連携して迅速・的確な対応ができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	次の移譲対象事務を併せて実施することで製品安全に係る消費者行政を一体的に行うことができる。 ・ガス用品販売事業者の報告徴収等（事務No.36） ・液化石油ガス器具等販売事業者の報告徴収等（事務No.40） ・特定製品販売事業者の報告徴収等（事務No.41） 次の移譲対象事務を併せて移譲を受けることで電気保安行政を一体的に行うことができる。 ・電気工事業の登録等（事務No.104）	
想定される事務量（年間処理件数）	全対象に移譲済み	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	他業務との兼務で1名	
必要な条例・規則等		

市町村への支援

説明会・研修会等	必要な情報などがあれば、その都度メール等で各移譲市町村へ通知する。
事務処理マニュアル	「電気用品の販売の事業を行うものに対する立入検査実施要領」（平成24.03.29商第5号）、「重点的に立入検査を行う電気用品及び販売事業者の考え方」等の資料を配布する。
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	48項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	市（40市）
移譲済市町村（条例）	22町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当（048-830-8435）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	家庭用品品質表示法	
事務内容	○家庭用品品質表示法は消費者利益の保護のため、家庭用品（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品計93品目）に必要な表示を義務付ける法律 ○都道府県や移譲済市町は、販売業者に対して必要な指示、調査、報告徴収及び立入検査を行うほか、表示に関する一般消費者からの申出を受理する。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	販売業者に対する立入検査【法第19条第2項】 70件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
	《一般的な立入検査の例》 ① 立入検査日程及び検査先の決定 ② 立入検査先への通知（県の実施要領では相手先の協力を得るため通知することとなっている。） ③ 立入検査の実施 【不適正表示がない場合】 ④ 翌年度4/30までに、市町村実施分取りまとめと県実施分を合わせて国へ実施状況を報告 【不適正表示がある場合】 ④ 不適正表示案件について報告書と画像を遅滞なく国に報告 ⑤ 翌年度4/30までに不適正表示案件を含め、市町村分取りまとめと県実施分を合わせて実施状況を国に報告	《一般的な立入検査の例》 ① 立入検査日程及び検査先の決定 ② 立入検査の実施 【不適正表示がない場合】 ③ 指定される期日までに実施状況を県へ報告（県は市町村分取りまとめと県実施分を合わせて国に報告） 【不適正表示がある場合】 ③ 不適正表示案件について報告書及び画像を県へ報告（県は速やかに国へ報告） ④ 指定される期日までに不適正表示案件を含め実施状況を県へ報告（県は市町村分取りまとめと県実施分を合わせて国に報告）
移譲による市町村のメリット	○住民は地元の市町村に対して、家庭用品の表示に関する申出・相談が出来る。 ○市町村は申出を受け迅速に調査に着手し、状況を把握出来る。 ○指示・報告徴収・立入検査について、きめ細かな対応が期待出来る。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	○消費生活用製品安全法に係る事務や電気用品安全法に係る事務（理由）家庭用品品質表示法に係る報告徴収や立入検査先と同一であることが多いこと。	
想定される事務量（年間処理件数）	販売業者に対する立入検査 1件～5件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	人員1名（兼務）	
必要な条例・規則等	条例・規則の制定は必要なし。ただし、事務処理方法を規定した要領等を定めておくことが望ましい。	

市町村への支援

説明会・研修会等	特に予定していない。個別の相談に応じる。
事務処理マニュアル	国及び県の事務処理要領を提供可能。また、必要な様式を提供する。
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	適宜、個別の相談に応じアドバイスする。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	50項1号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	市（40市）
移譲済市町村（条例）	22町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	産業支援課 総務・地場産業担当 048-830-3764
県担当課 （地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	家庭用品品質表示法	
事務内容	○家庭用品品質表示法は消費者利益の保護のため、家庭用品（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工芸品計93品目）に必要な表示を義務付ける法律 ○同法に定める表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない販売業者に対して、その是正指示に従わない場合、公表することができる。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	是正指示に従わない家庭用品販売業者の公表処分【法第4条第3項】 0件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
	(法第4条第1項に基づき、過去に是正指示を出していることが前提) ① 是正指示に従わない違反業者の存在を確認 ② 公表処分について国に協議 ③ 協議が整ったのちに、県報登載、新聞発表など幅広く消費者に周知される方法により公表 ④ 公表処分後、当該業者に立入検査を実施し改善状況を確認する。 (県実施要領では公表後の立入検査の実施を規定)	(法第4条第1項に基づき、過去に是正指示を出していることが前提) ① 是正指示に従わない違反業者の存在を確認 ② 公表処分について、県を通じて国に協議 (法施行規則第1条の規定により協議書を作成し県へ協議書を提出) ③ 消費者庁との協議が整ったのちに、幅広く消費者に周知できる方法により公表
移譲による市町村のメリット	○地元市町村による迅速な手続が見込まれる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	なし	
想定される事務量(年間処理件数)	公表処分については本県において処分実績は無い。 (理由) 公表は、政令で販売業者の「主たる事務所」及び「店舗」が一つの市内のみにあるものについて、市が処分できるものと規定されている。広域展開している販売業者以外への公表処分については、消費者庁や都道府県にも処分権限を保留していることから、市町村による公表処分は想定しにくい。	
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	人員1名(兼務)	
必要な条例・規則等	条例・規則の制定は必要なし。ただし、事務処理方法を規定した要領等を定めておくことが望ましい。	

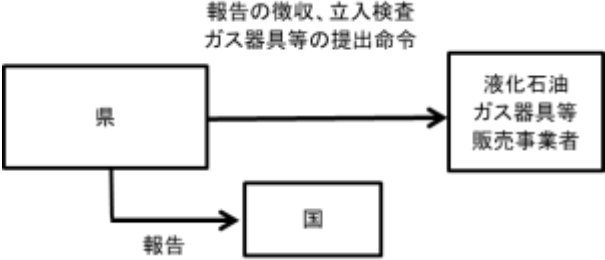
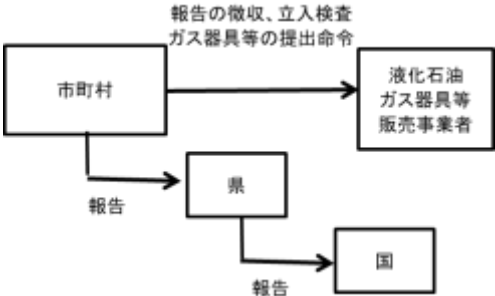
市町村への支援

説明会・研修会等	特に予定していない。個別の相談に応じる。
事務処理マニュアル	国及び県の事務処理要領を提供可能。また、必要な様式を提供する。
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	適宜、個別の相談に応じアドバイスする。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	50項2号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	市（40市）
移譲済市町村（条例）	10町1村（未移譲 12町）
県担当課（本庁）	産業支援課 総務・地場産業担当 048-830-3764
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
事務内容	○液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告の徴収、立入検査を行う。 ○液化石油ガス器具等の販売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立入検査を行なった場合において、その所在の場所において検査を行うことが著しく困難であると認められる液化石油ガス器具等があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	立入検査（液化石油ガス器具等の販売事業者に限る）（法第83条第1項）25件 報告の徴収結果等の経済産業大臣への報告（令第13条第8項）63件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	市町村で製品安全に係る消費者行政を進めていく際に一つの手段として活用できる。 住民は危険な製品を見かけたとき、すぐに身近な市町村へ相談できる。 地元販売店の動向を熟知している市町村が権限を持つことで、国、県と連携して迅速・的確な対応ができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	次の移譲対象事務を併せて移譲を受けることで製品安全に係る消費者行政を一体的に行うことができる。 ・ガス用品販売事業者の報告徴収等（事務No.36） ・電気用品販売店の報告徴収等（事務No.37） ・特定製品販売事業者の報告徴収等（事務No.41）	
想定される事務量（年間処理件数）	不明（若干量）	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	1名の人員配置（他の消費者行政と兼務で可）	
必要な条例・規則等	なし	

市町村への支援

説明会・研修会等	権限移譲事務研修会 移譲予定の市町村を対象とした説明・研修を実施し、必要な資料等を提供している。
事務処理マニュアル	ガス事業法及び液化石油ガス法に係る標準事務処理要領（「No.36ガス用品販売事業者の報告徴収等」と合わせた要領）を移譲時に示し、改正時に適宜配布している。
人的支援（職員派遣等）	国が実施する研修を紹介している。
移譲後のフォローアップ	事務に関する説明会・研修会を実施（5月頃消防担当部署を対象） 事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。 移譲後は、必要な情報などがあれば、その都度メール等で各移譲市町村へ通知する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	60項3号
条例移譲の目安	市町村
移譲済市町村（法令）	市（40市）
移譲済市町村（条例）	3町（未移譲19町1村）
県担当課（本庁）	危機管理防災部 化学保安課 液化石油ガス担当（048-830-8439）
県担当課 （地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	消費生活用製品安全法	
事務内容	一般消費者に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品（特定製品※）について、国で定めた基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できないことになっている。この特定製品を販売する店舗等に立ち入り、PSCマークが付されているかの検査を行い、その結果を県がとりまとめ国に報告する。 表示違反等があった場合は販売事業者に対して、仕入れ先やメーカーに関する報告を求める。 所在の場所での検査が著しく困難な特定製品があった場合、所有者又は占有者に提出命令をすることができる。命令によって生じた損失は、補償しなければならない。 ※特定製品：家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、ふろがま、石油ストーブ、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置（レーザーポインター等）、浴槽用温水循環器（ジェットバス等）、ライター	
主な移譲権限のR5年度処理件数	特定製品の販売事業者に対する立入検査（市町村合計） 62件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	地域に密着した市町村が行うことにより、より多くの販売事業者の把握及び調査、検査違反品の早期の発見、安全確保のための迅速な処理が可能になり、監視機能が強化される。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	次の移譲対象事務を合わせて移譲を受けることで消費者安全行政を総合的に行うことができる。 ・家庭用品販売業者の報告徴収等 ・電気用品販売店の報告徴収等	
想定される事務量（年間処理件数）	立入検査 数件～数十件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	2名以上の人員配置（兼任）	
必要な条例・規則等	条例・規則の整備は必要ない。具体的な事務処理について事務処理要領等を定めることが望ましい。県において標準的な立入検査等事務処理要領を配布している。	

市町村への支援

説明会・研修会等	市町村の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	随時配布する。
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣、実務研修の必要はない。
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時受け付ける。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	73項
条例移譲の目安	全市町村
移譲済市町村（法令）	市（40）
移譲済市町村（条例）	町村（22町1村）
県担当課（本庁）	県民生活部 消費生活課 事業者指導担当 （048－830－2934）
県担当課 （地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	計量法
事務内容	○特定商品販売事業者に対する勧告、公表、命令 ○特定商品販売事業者の事務所への立入検査 特定商品（食肉、野菜、魚介類、灯油など29種類）の販売に係る計量において、立入検査等によりその量目公差等を遵守せず、特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるとき是正の指導を行う。また必要な措置を取るべきことを販売事業者に対して勧告、公表、命令することができる。
主な移譲権限のR5年度処理件数	○商品量目立入検査：20事業所（検査個数510） ○計量相談：9件
主な事務の処理フロー	移譲前 移譲後
移譲による市町村のメリット	市町村は地元商店、工場等の動向を熟知しているため、適時に販売事業者の把握が可能である。 また、地域に密着した市町村の方が苦情等に対する立入検査等が迅速、柔軟に対応でき、指導又は監督することにより、適正な計量の実施が確保され、消費者保護が達成できる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	なし
想定される事務量（年間処理件数）	計量法関係ガイドラインに基づき、2年を超えない頻度で立入検査を実施
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	立入検査等に必要な計量器並びに器具、機械又は装置（概ね100万円）及び保管場所
必要な条例・規則等	事務処理要領、違反者に対する措置要領の作成

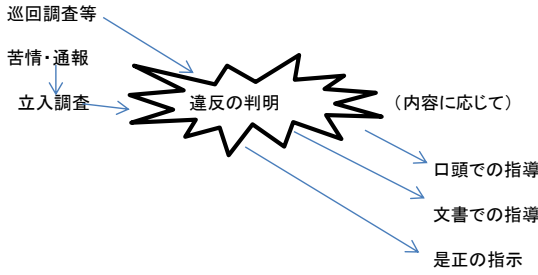
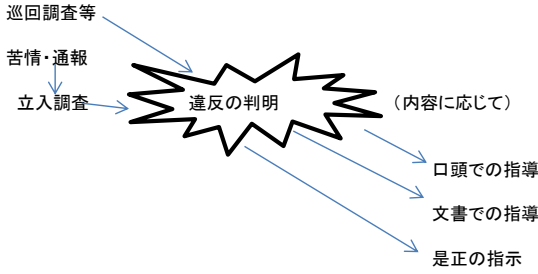
市町村への支援

説明会・研修会等	毎年度、情報提供資料を送付
事務処理マニュアル	・計量法関係ガイドライン集（全国計量行政会議） ・立入検査事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	計量検定所において実務研修を5日間を標準とし、市町村からの出張研修を行う
移譲後のフォローアップ	市町村からの依頼による実務研修
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	82項
条例移譲の目安	人口15万人以上の市（11市）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）、中核市（3市）、特例市（4市）
移譲済市町村（条例）	3市
県担当課（本庁）	
県担当課 （地域政策機関）	計量検定所 立入検査・登録指導担当

事務の概要

根拠法令	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	
事務内容	米穀事業者が、米穀等の取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達を適切に実施しているかについて、店舗等への立入調査等を実施し、違反があった場合は是正の指導等を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	立入検査等【法第10条】0件	
主な事務の処理フロー	移譲前（県の事務処理の流れ）	移譲後（市町村の事務処理の流れ）
		
移譲による市町村のメリット	国・県と均衡した事務処理は求められるが、市町村民目線に立って食品表示行政を推進することができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	米穀事業者への調査件数0～1件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	職員2名以上（調査は2名以上の職員で行うため。他業務との兼務可）	
必要な条例・規則等	なし	

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲前後に説明会を開催
事務処理マニュアル	県事務実施要領を提供
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応。毎年度、事務説明会（県職員と合同）実施。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	100項
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	8市5町（未移譲 32市17町1村）
県担当課（本庁）	農林部 農産物安全課 総務・食品品質表示担当（048-830-4110）
県担当課（地域政策機関）	各農林振興センター 地域支援担当又は管理・農地担当